

2019年度 公益財団法人 宮崎県奨学会奨学生 募集

下記の要領で「公益財団法人 宮崎県奨学会 奨学生」を募集します。

1. 応募資格

- (1) 宮崎県に本籍を有する者、又は本人の主たる生計維持者が宮崎県内に居住している者。
- (2) 2019年4月に大学に入学した者(上級生で希望する場合は学生課窓口に相談してください)。
- (3) 日本学生支援機構、宮崎県育英資金等、他の貸与型奨学金との重複採用は不可(併願は可)。
給付型奨学金との併用は可。

2. 金額: 月額 25,000円(無利子貸与)

3. 期間: 2019年4月 から 最短修業年限まで

4. 推薦人数: なし…この奨学金は学内選考はありません。

5. 書類配布期間: 2019年5月13日(月) ~ 2019年5月24日(金)

6. 書類受付期間: 2019年5月13日(月) ~ 2019年5月24日(金)

7. 窓口時間: 【白金校舎】 月~金: 9:30~11:45, 12:30~16:00 土: 9:30~11:45

【横浜校舎】 月~金: 9:30~11:45, 12:30~16:30 土: 9:30~12:00

8. 面接日: 【白金校舎】 2019年5月28日(火)

【横浜校舎】 2019年5月31日(金)

9. 提出書類: (1) 奨学生カードまたは更新用紙(今年度提出済の場合は不要)

(2) 自己PR届(大学所定用紙)

(3) 奨学生願書(所定様式第1号)

(4) 奨学生推薦調書(所定様式第2号、大学で作成)

(5) 出身高等学校等の成績証明書または調書等のコピー

(6) 収入等に関する証明書類(本人の属する世帯内の納税義務者全員の収入に係るもの)

【給与所得の場合】

*勤務先発行の2018年(平成30年)分源泉徴収票(コピー可)

(源泉徴収票が取れない給与については給与支払証明書等)

*年金(恩給)に関する公的年金等の源泉徴収票(コピー可)

【給与所得以外の場合】

*市町村発行の所得証明書と税務署提出の2018年(平成30年)分「所得の確定申告」の控え(コピー可)

【失業(休業)の場合】

*失業(休業)前の収入証明書

*失業給付金(雇用保険金)、傷病手当金、災害補償給付金等の受給証明書のコピー

(7) 住民票(マイナンバーの記載がないもの、本籍が確認できるもの、世帯全員分)

(8) 以下のいずれかに該当する場合は、奨学生願書の「申請理由」の欄に、その旨を記入し、その事実を証明するもの(障害者手帳のコピー等)を添付のこと。

(ア) 本人もしくは同世帯の方が、障がいのある人または長期療養者である場合

(イ) 生計維持者が単身赴任中の場合

10. 推薦者発表: 学内選考はありません。

11. その他: (1) 採用は7月中旬に大学を通じて通知されます。

(2) 本奨学金は、卒業後6か月を経過した後、貸与を受けた期間の3倍の期間内に、年賦・半年賦・月賦の方法により、全額を返還することとなります。

(3) 申請書の配布及び受付は、所属する校舎の学生課とします。

(4) 貸与期間中、大学に奨学生の在籍・成績の確認を求められることがあります。

その場合、学生部では教務部に在籍・成績を確認し、回答することがあります。

申込の際には、この点をご了承ください。

(5) 面接日は変更になる場合があります。

2019年5月13日 明治学院大学 学生部